（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第四条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康診断の実施） **第三十九条**　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 ２～６　（略）	（健康診断の実施） **第三十九条**　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 ２～６　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表第一　（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存
（略）	
第三十五条の規定による記録の保存	
第三十五条の二第一項の規定による記録の保存	
（略）	
別表第二　（第五条、第六条及び第七条関係） 表二　（略）	
（略）	
石綿障害予防規則	第三条第五項の規定による記録
（略）	
第三十五条の規定による記録	
第三十五条の二第一項の規定による記録	
（略）	

改正前	
別表第一　（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条の規定による記録の保存
（略）	
第三十五条の規定による記録の保存	
（新設）	
（略）	
別表第二　（第五条、第六条及び第七条関係） 表二　（略）	
（略）	
石綿障害予防規則	第三条の規定による記録
（略）	
第三十五条の規定による記録	
（新設）	
（略）	